

意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 371-8533
住所 群馬県前橋市若宮町1丁目4番地の8
名称 株式会社エフエム群馬
代表者 代表取締役社長 小林洋右

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1 頁	1 4—1 7 行	<p>このため、その制度設計については、従来から放送政策において留意されてきた表現の自由や放送の多元性等の確保、視聴者保護といった視点に加え、事業運営上の自由度の確保や通信政策において留意されてきた競争環境の整備といった視点も反映されている。</p>	<p>放送政策において留意されてきた・・・といった視点に加えと述べているとおり、放送政策の視点を大切にすべきである。一方、事業運営の考え方が資本力や競争原理に傾斜し過ぎると、資本力に乏しいローカルラジオ事業者はデジタル放送の手段をなくし、国家的課題であるICT活用の本筋から閉め出されることになりかねない。</p> <p>従って、制度設計の理念の中に、ローカルラジオ事業者の参入機会の確保をはっきりと示すべきである。</p> <p>ラジオ事業者は、リアルタイムコンテンツに関して優れたノウハウと経験を有しており、このノウハウと経験をマルチメディア放送のリアルタイムコンテンツに生かすことが望ましい。ローカル文化の振興、ローカル情報の伝達、ローカル産業振興の貢献、災害時放送等、ラジオ事業者が果たす役割を有効に活用する一方、ラジオ事業者にデジタル放送進出の機会を確保することが必要と考える。</p>

13頁	16-19行	<p>現在の地上放送と同様に、地域情報を提供する「地域向けの放送」も必要であること。この「地域向けの放送」については、現在のコミュニティ放送のように市町村等をサービスエリア（放送対象地域）とした放送と、複数の都道府県を一括りとした放送が考えられること</p>	<p>「地域向けの放送」が必要であることと明記しながら、この「地域向けの放送」としてコミュニティ放送と複数都道府県一括放送のみを例示し、県域放送を無視するのは論理的に誠に不合理である。関東広域圏内の多くの県（茨城県を除く）において、NHK県域放送の実現を求める意見があることでも分かる通り、多数の視聴者は民間放送であれNHKであれ県域放送に期待を寄せている。</p> <p>また、「地域向けの放送」は、生活圏を中心に考慮すべきであり、基本的に県域放送とするのが望ましい。</p> <p>「地域向けの放送」においては、県域ごとに少なくとも1セグ以上の電波帯域を確保すべきである。</p>
24頁	14-18行	<p>なお、参入の形態について、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることも想定される。こうした場合には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け」への割当てを止めて、全て「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集すること 	<p>仮に現在のアナログラジオのサイマル放送だけでスタートしたとしても、近い将来においてICT技術が更に発展した段階で、数多くの新規サービスにチャレンジできると期待するラジオ事業者がいる。</p> <p>制度がスタートしたのち、申請がなければ直ぐに「地方ブロック向け」割当てを止めるといった拙速な判断は避けるべきである。少なくとも数年程度、参入の申請を待つ期間を設けるのが望ましいと考える。事業者が準備と覚悟を整えるまでの猶予すら認めないというのでは、情報文化振興の観点から好ましいことでないとする。</p>

頁	行	意見の対象となる該当事項	意見
25頁	12-18行	<p>マルチメディア放送については、「全国向け放送」「地方ブロック別放送」等の別を問わず、事業者の創意工夫を最大限に尊重しつつ、国民のニーズに的確に対応することができるようにすることが求められる。</p> <p>このため、放送しなければならない「形態等」を定めることなく、携帯端末での受信を前提として「映像・音響・データ」「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。</p>	<p>「形態等」を定めないことには賛成できる。その上で、「全国向け放送」と「地方ブロック別放送」について、目的と性格を区分するのが望ましいと考える。例えば「全国向け放送」の性格は、通信事業に放送技術を加味したマルチメディアとし、コンテンツは蓄積型とデータを中心にリアルタイムコンテンツを付加する。一方、「地方ブロック別放送」の性格は、放送事業にデジタル技術を加味したマルチメディアとし、リアルタイムコンテンツを中心に蓄積型コンテンツやデータを付加する。つまり、後者は現状のラジオをデジタル化してデータ等を付加するイメージとする。これにより、県域ラジオ事業者の参入を促す。</p> <p>この場合、技術基準は統一し、「全国向け放送」と「地方ブロック別放送」を同一の携帯端末でワンセグ放送並みに受信できることを必須条件としたい。</p>

3 2 頁	1 9 行	<p>携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はないと考えられる。</p>	<p>携帯電話事業者、通信事業者、商社等の大資本と放送事業者、特にローカル放送事業者とでは、決定的に資本力が違う。このため、「地方ブロック向け放送」において出資制限をしない場合、マルチメディア放送に対する放送事業者の発言力は極めて弱いものとなり、放送の多元性確保、表現の自由、報道の自由、地域文化の振興等について資本力の支配を受ける事態を危惧する。このため、「地方ブロック向け放送」または「県域放送」においては、大資本側の出資に対して何らかの制限を行うとともに、県域ラジオ事業者が参画できる保証措置を講じる必要があると考える。</p>
3 4 頁	9—1 4 行	<p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。ただし、マルチメディア放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</p>	<p>サイマル放送の事業展開に制約を設けないことに賛成である。また、民放ラジオ事業者の中には、サイマル放送に加えて、新規のデジタル音声放送とデータ等放送の実施を希望する者が少なくないので、こうしたラジオ事業者に対して、「サイマル放送+デジタル音声1チャンネル+データ等放送」用に1セグ以上の電波帯域を用意して、マルチメディア放送に参画させるのが望ましいと考える。</p>